吉川漁港漁船修理場犬走撤去復旧工事

設計書

No	図面名称	SCALE	No	図面名称	SCALE	No	図面名称	SCALE
00	図面リスト							
01	特記仕様書　１							
02	特記仕様書　２							
03	特記仕様書　３							
04	特記仕様書　４							
05	工事概要・付近見取図・配置図							
06	平面図及び詳細図							
07	立面図							
08								
09								
10								
11								
12								
13								

特記仕様書（建築改修工事編）

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　高知県香南市吉川町吉原　吉川漁港内施設　漁船修理場　（都市計画区域　内・(外)）

2．敷地面積　―　㎡

3．構造・規模　RC造　2　階

4．建築面積　―　㎡　　5．延床面積　―　㎡

6．主要用途　―

Ⅱ　建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1）　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下、「標準仕様書」という）による。

（2）　電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備改修工事の仕様書は（　）図、機械設備改修工事の仕様書は（　）図による。

（3）　受注者は完了検査（中間検査を含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意すること。

2．特記仕様

（1）　項目は、(・)印の付いたものを適用する。

（2）　特記事項は、(・)印の付いたものを適用する。
(・)印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
(・)印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）　特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）　特記事項に記載の（　．　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（5）　G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

（6）　標準仕様書又は改修標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

※全ての建築工事（随意契約は除く）「週休２日制工事」の実施について（発注者指定型）
本工事は、「香南市建築工事に係る週休２日制工事実施要領」における対象工事とする。
発注者指定型にあっては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

1 各章共通事項

・適用基準及び区分

※　建築工事監理指針（上下巻）　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和７年版）
※　建築工事標準詳細図　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和７年版）
・　鉄骨設計標準図　国土交通大臣官房官庁営繕部監修
・　鉄骨工事技術指針　工場製作編　工事現場施工編　日本建築学会
※　建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）
※　建設副産物適正処理推進要綱
※　建築材料等評価名簿　国土交通大臣官房官庁営繕部監修
※　工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編　国土交通大臣官房官庁営繕部監修

・　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する。
区分等　基準風速　Vo=（　38　）m/s　地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
積雪区分　建設省告示第1455号　別表（　）

・電気保安技術者　・適用する　(・)適用しない　[1.3.3]

(・)施工条件　施工時間帯　※指定なし　・指定有り（　）　[1.3.5]
部位別の施工順序　※指定なし　・指定有り（　）

(・)発生材の処理　・引き渡しを要するもの（　）　[1.3.12]
・特定管理産業廃棄物（種類：　処理方法：　）
・現場において再利用を図るもの（　）
(・)再資源化を図るもの（(・)コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材）
※廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。

(・)材料の品質等　(1.4.2)[1.4.2]
本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 及び JAS マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の１）から６）の事項を満たすものとする
１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること
２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
３）安定的な供給が可能であること
４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
６）販売、保守等の営業体制が整えられていること
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品及び同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受けること。
製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、平成19年3月30日付け18高建管第881号「土木部発注工事で使用する木材の合法性の確認について（通知）」による証明書等を、監督職員に提出する。

・石綿含有建材の調査　調査　[1.5.1]
※ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（　）

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、
クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析（JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2）	定量分析（JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4）
	・ 箇所数（　）	・ 箇所数（　）
	・ 箇所数（　）	・ 箇所数（　）
	・ 箇所数（　）	・ 箇所数（　）
	・ 箇所数（　）	・ 箇所数（　）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

・施工数量調査　調査項目　・防水改修　・外壁改修　・（　）　[1.6.2]
調査範囲　※図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する。
（必要に応じ写真等を添付する）

・調査のための破壊部分の補修　既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　[1.6.3]

・技能士　[1.7.2]

工事種目	技能検定職種	技能検定作業の種別
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・FRP防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
	ﾀｲﾙ張り	・ﾀｲﾙ張り作業
建具改修工事	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	・自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・木質系床仕上げ工事作業　・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ・化粧ﾌｨﾙﾑ工事作業
	熱絶縁施工	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
	ﾀｲﾙ張り	・ﾀｲﾙ張り作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業　・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業
	造園	・造園工事作業

※上記の○の工事作業において、一級技能士又は単一の資格を有する技能士を適用することが困難な場合はこの限りでない。その場合、監督員と協議のうえ技能資格者等を適用することができる。

・室内空気中の化学物質の濃度測定　施工完了時に室内空気中のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝの濃度を　(1.5.10)[1.7.10]測定し、報告すること
測定対象室及び測定箇所数　※図示（仕上表備考欄）　・（　）か所

・室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策　※屋内に使用する材料は、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の放散による健康への影響に配慮し、次の条件を満たすものとする。

対象建築材料等	使用制限
①合板、木質ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層板、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、ｭﾘｱ樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材	F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする
②塗料	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｽﾁﾚﾝ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有の少ないものとする
③木材保存剤（防腐処理、防蟻処理等）	ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ、ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ、ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞを含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後に現場搬入する
④内装用接着剤、木工事用接着剤	１）ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｽﾁﾚﾝ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有の少ないものとする ２）可塑剤の添加されているものを使用する場合はﾌﾀﾙ酸ｼﾞｰﾉｰﾌﾞﾁﾙ、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙを含有しない難揮発性の可塑剤を使用するものとする
⑤家具、書架、実験台、什器、化粧洗面台、流し台	①②③④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆は同等品を使用する

室内に関わる材料は（上記①～⑤及び建具、ｼｰﾙ材、その他でその接着剤や塗料の溶剤まで含む）については、含有の有無または成分についてこの証明となる資料を添付して提出するものとする。

(・)完成時の提出図書　※完成図（配置図、各階平面図、各立面図、断面図、仕上表）ＣＡＤデータ（CD-R）とも
記入内容は標準仕様書 表1.7.1による。仕上表には、ﾒｰｶｰ名及び品番、色番号等を記入する。
※施工計画書　（A4ファイル綴じ　提出部数：１部）
※施工図　（CADデータ　提出部数：１部）
※保全に関する資料　（提出部数　※１部　・　部）

※工事写真・完成写真　写真データ（CD-R）とも

区分	分類規格	提出部数	部数
着工前及び工事中	カラー　※サービス版	工程毎	１部
完成時	カラー　※サービス版	枚	部
	カラー　※キャビネ版	枚	部
	カラー　・全紙版（ｱﾙﾐ額縁入）	枚	部
	・	枚	部

工事写真については、隠蔽となる部分は全て撮影すること。
デジタル写真の仕様は1 適用基準及び区分の工事写真撮影ガイドブックによる。
※上記の他、完成写真内外６面程度（カラーサービス版）、及びその画像データを完成検査時に１部提出する。
※電子納品とする場合は、「高知県電子納品運用に関するガイドライン工事編」により、予め監督職員と協議を行う。

(・)特別な材料の工法　標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

・見本施工　・行う（内容　）　※行わない

(・)施工図及び施工計画書　提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

・設備工事との取り合い　設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

施工範囲		区分
梁貫通部の補強		※本工事　・別途工事
梁貫通部のスリーブ		・本工事　※別途工事
自動開閉装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びﾄﾞｱｰﾁｪｯｸ、ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ		※本工事　・別途工事
天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強		※本工事　・別途工事
軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地		・本工事　※別途工事
埋込形分電盤、消火栓等の仮枠及び補強	仮枠	・本工事　※別途工事
	補強	※本工事　・別途工事
照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート		・本工事　※別途工事
電気室、自家発電室などのピット（蓋含む）		※本工事　・別途工事

(・)撤去部分　ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ等の撤去部分の項目は、原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰ切りとする

2 仮設工事

・騒音、粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　※図示　・

・足場等　[2.2.1]
足場を設ける場合、改修標準仕様書2.2.1によるほか、設置においては、「手すり先行工法に関するガイドライン」別紙１（手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）における２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
外部足場に設ける防護シート等
・養生シート※JISA8952のⅠ類に適合するもの
（建築工事用シートでシートだけで落下物の危害防止に使用できるもの）
・防音シート　・採光防音シート　・養生ネット

・既存部分の養生　既存部分の養生方法　※ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・（　）　[2.3.1]
既存家具等の養生方法　※ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・（　）
既存ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ、ｶｰﾃﾝ等の養生方法及び保管場所　・図示（　）
固定された備品、机・ﾛｯｶｰ等の移動　・行う（図示：　）

・仮設間仕切り　仮設間仕切り等の種別　[2.3.2][表2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充てん材	塗装
・Ａ種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　mm	・片面
	※軽量鉄骨	・合板　（※9.0　・　）		※無し
・Ｂ種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）		・片面
	※軽量鉄骨	・合板　（※9.0　・　）		※無し
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
・仮設扉	※木製扉	※合板張り程度　・		※無し
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度　・		・有り

・監督職員事務所　・設ける　[2.4.1]
・構内に新設する（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による）
・既存建物内の一部を使用する（場所　）
※設けない

(・)工事用水　構内既存の施設　※利用できる（　※有償　・無償）　・利用できない

(・)工事用電力　構内既存の施設　※利用できる（　※有償　・無償）　・利用できない

株式会社川島研築アトリエ
一級建築士事務所
高知県知事登録　第　1380　号
一級建築士　川島　卓
大臣登録　第　366244　号

令和　8　年　10月
吉川漁港漁船修理場
犬走撤去復旧工事
令和８年９月改正

・セルフレベリング材塗り

・有機系接着剤によるタイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※１各章共通事項　室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策　による
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の処理　・

塗　厚　（　　）mm　[6.17.2、3]

7 塗装改修工事

・材　料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　[7.1.3]
※１各章共通事項　室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策　による
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする（箇所　　）

・下地調整

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲　[7.2.1～7]
※塗替え面積の30%　・図示
既存錆止め塗料の鉛含有量調査　・行う（　箇所）　・行わない

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※RB種　・	
鉄鋼面	※RB種　・	
亜鉛めっき鋼面	※RB種　・	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種　・	
モルタル面、プラスター面	※RB種　・	・行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP以外）、ALCﾊﾟﾈﾙ面	※RB種　・	・行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP）	・RB種　・RC種	・行う
押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・RA種　・RB種　・RC種	・行う
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※RB種	

・素地ごしらえ　[7.3.2～7]

下地調整		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種　・A種
鉄鋼面（DP以外）		※C種　・A種　・B種
鉄鋼面（DP）		※B種　・A種　・C種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等以外	・A種　・B種
	鋼製建具等	※B種　・
モルタル面、プラスター面		※B種　・A種
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP以外）、ALCﾊﾟﾈﾙ面		※B種　・A種
押出成形セメント板面、コンクリート面（DP）		・A種　・B種
コンクリート面（DPのみ）		※B種　・A種
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面		※B種　・A種

・錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.4.2、3]

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP 錆止め塗装のまま（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	As種	※C種　・
		新規見え掛り	As種	※A種　・
		新規見え隠れ	As種	※B種　・
	EP-G（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	※Bs種　・As種	※C種　・
		新規見え掛り	※Bs種　・As種	※A種　・
		新規見え隠れ	※Bs種　・As種	※B種　・
	DP（工程の種別は表7.4.4）	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b)による。	・B種（下地調整RB種） ・C種（下地調整RC種）
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a)による。	・A種
亜鉛めっき鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	※Az種　・Bz種	※C種　・
		新規 鋼製建具等	※Az種　・Bz種	※A種　・
		新規 その他	※Bz種	※B種　・
	EP-G（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	Cz種　・	※C種　・
		新規 鋼製建具等	Cz種　・	※A種　・
		新規 その他	Cz種　・	※B種　・
	DP（工程の種別は表7.4.6）	塗替え	Bz種　・	―
		新規	Bz種　・	―

・塗装

[7.5.2～7.12.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り　(SOP)	木部(外部)	※B種　・	※A種　・
	木部(内部)	※B種　・	※B種　・
塗料の種類　※1種　・2種	鉄鋼面	※B種　・	・A種　※B種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種　・	※B種　・
・クリアラッカー塗り　(CL)	木部	・A種　※B種 着色塗料の種類 (　　)	・A種　※B種 着色塗料の種類 (　　)
・ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面	※B種　・	※B種　・
・耐候性塗料塗り　(DP)	鉄鋼面　上塗り ・1級　・2級　・3級	・	―
	亜鉛めっき鋼面　上塗り ・1級　・2級　・3級	・	―
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り　(EP-G)	コンクリート面等	※B種　・	・A種　※B種
	屋内の木部	※B種　・	※A種　・
	屋内の鉄鋼面	※B種　・	・A種　※B種
	屋内の亜鉛めっき面	※A種　・	※A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・	・A種　※B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-T)		※B種　・	・A種　・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		・A種　※B種	・A種　※B種
・ピグメントステイン塗り			
・木材保護塗料塗り(WP)		・A種　※B種	・A種　※B種

つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は改修標準仕様書7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は改修標準仕様書7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・

高日射反射率塗料塗り G
下地調整（改修標準仕様書　・表7.2.2　・表7.2.3）
・RA種　※RB種　・RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（kg/㎡）
塗料塗り	JIS K5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1種 ・2種 ・3種	塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用する（着色材：・溶剤系　・油性染料）　・適用しない
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の適用
・適用する　・適用しない

8 耐震改修工事 共通事項

・適用範囲

耐震改修工事以外については、新営特記仕様書を適用とし別途記載を行う。
工事内容
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの増設工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
・連続繊維補強工事
・耐震スリット新設工事
・免震改修工事
・制振改修工事
・土工事及び地業工事

・既存部分の処理等

既存構造体の撤去　[8.21.2～3][8.22.2～3][8.23.2～3]
撤去範囲　・（　　）　・図示　[8.24.4][8.25.2]
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置　・（　　）　・図示
既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度
・既存柱、梁面　打継ぎ面の15～30%程度
・既存壁　打継ぎ面の10～15%程度
・（　　）
既存構造体コンクリート面の目荒らしの範囲
・平均深さ２～５mm（最大７mm）程度の凹面を、全体にわたってつける。
・（　　）

既存杭の撤去等　[8.28.2]
撤去範囲及び方法　・（　　）　・図示
杭頭部の処理　・（　　）　・図示
既存杭の補強　・（　　）　・図示
既存杭の健全性を確認する試験　・行う（方法：・図示　・　　）　・行わない

8-1 鉄筋工事

・鉄筋

鉄筋の種類等　[8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	呼び径（mm）	備考
・SD295	※D16以下	
・SD345	※D19以上	
・		
・		

・溶接金網

形状等　[8.2.2]

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径（mm）	使用部位
・溶接金網		φ6　□100	
・鉄筋格子			

・鉄筋の継手

継手方法等　[8.3.4][8.4.2、3]

部位	継手方法	呼び径（mm）
柱・梁の主筋	※ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	※D19以上
耐力壁の鉄筋	※重ね継手	
その他の鉄筋（　　）	※重ね継手	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ　[8.3.4]
・構造関係共通図（配筋標準図）3.1(a)　による
・フックのありなしにかかわらず、40d(軽量コンクリートの場合は50d)と、
構造関係共通図（配筋標準図）3.1(a)　表3.1の重ね継手長さのうち大きい値とする
・図示

継手位置図
・構造関係共通図（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1による
・図示

鉄筋の定着長さ
・構造関係共通図（配筋標準図）3.1(b)による　[8.3.4]
・図示

・鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）

最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う）　[8.3.5]
・構造関係共通図（配筋標準図）表4.1による
・図示
柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
・無し
・有り　適用箇所（　　）
最小かぶり厚さ
・鉄筋径の1.5倍以上
・（　　）
軽量コンクリートで土に接する部分
・無し
・有り　適用箇所（　　）
・構造関係共通図（配筋標準図）表4.1に加える厚さ　（　　）mm
・（　　）
耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）
・無し
・有り　適用箇所（　　）
・構造関係共通図（配筋標準図）表4.1に加える厚さ　（　　）mm
・（　　）
鉄筋相互のあき（特殊な鉄筋を除く）　[8.3.5][図8.3.5]
・構造関係共通図（配筋標準図）4.1による
・図示

・圧接完了後の試験

外観試験　※行う　（全数）　[8.3.8]
全数試験　・行う
※超音波探傷試験
適用箇所　・図示（　　）

・割裂補強筋

仕　様　・（　　）　・図示　[8.21.6][8.22.7]

特記仕様書（建築改修工事編）（２）	令和７年度版	高知県土木部建築課		
株式会社川島研築アトリエ 一級建築士事務所 高知県知事登録　第　1380　号 一級建築士　川島　卓 大臣登録　第　366244　号	令和　8　年　10月 吉川漁港漁船修理場 犬走撤去復旧工事 令和８年９月改正			02 特記仕様書２

8-2 コンクリート工事

・ｺﾝｸﾘｰﾄの気乾単位容積質量による種類及び強度

普通コンクリートの設計基準強度 [８．１．３～４][表８．１．２]

設計基準強度（N/mm²）	スランプ	適用箇所
・21	・18	
・	・	
・	・	

軽量コンクリートの設計基準強度 [８．１．３～４][８．９．２]

設計基準強度（N/mm²）	スランプ	適用箇所
・	・	
・	・	

・ｺﾝｸﾘｰﾄの類別
類　別　※Ⅰ類　・Ⅱ類 [８．１．３][表８．１．１]

・セメント
種　類 [８．２．５][表８．２．３]
・普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種　使用部位（　　）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352Ｊ／ｇ 以下、かつ28日目で 402Ｊ／ｇ 以下のものとする。
・高炉セメントＢ種 [G]　使用部位（　　）
・フライアッシュセメントＢ種 [G]　使用部位（　　）
・（　　）

・骨材
アルカリシリカ反応性による区分 [８．２．５]
※Ａ　・Ｂ　・再生骨材Ｈ

・混和材料
・混和剤 [８．２．５][８．９．１]
種　類　・改修標準仕様書8.2.5(4)(ｱ)による　・（　　）
・混和材
種　類　・改修標準仕様書8.2.5(4)(ｲ)による　・（　　）

・ｺﾝｸﾘｰﾄの単位水量測定
実施要領
・構造関係共通事項（その１）建物概要等 ４ コンクリートの単位水量測定による
・（　　）

・軽量コンクリート
種　別 [８．９．２][表８．９．１]
・１種　使用部位（　　）　・２種　使用部位（　　）
適用箇所　・（　　）　・図示 [８．９．１]

・構造体用モルタル
圧縮強度　（　　）　フロー値（　　） [８．２．６]

・暑中コンクリート
構造体強度補正値　※6N/mm²　・ [８．９．１]

・ひび割れ誘発目地
目地寸法　・標準仕様書 9.7.3による　・（　　） （６．６．４）（９．７．３）
間隔・位置・形状　・（　　）　・図示 （６．８．１）

・無筋コンクリート
適用箇所 [８．２．５][８．１１．１]
・標準仕様書 6.14.1(4)による箇所
・標準仕様書 6.14.1(4)以外の箇所
・図示による（　　）
設計基準強度　・18（N/mm²）　・（　　）
スランプ　・15cm　・18cm　・（　　）

・ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り
合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ [８．１．４][８．２．７][表８．１．４]

種　別	適用箇所
・Ａ種	
・Ｂ種	
・Ｃ種	

コンクリートの仕上りの平たんさ　・a種　・b種　・c種 [表８．１．５]

・打増し厚さ（打放し仕上げ部）
・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る） [８．７．８]
・20mm　・（　　）
・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
・10mm　・20mm　・（　　）

・型枠
せき板の材料 [G] 及び厚さ　・合板 2mm　・15mm　）　・（　　） [８．２．７]
断熱材の兼用　・行わない　・行う （６．８．２）
ＭＣＲ工法用シート　・用いる （６．８．２）
打増し厚さ　・20mm　・（　　）
打増し範囲　・（　　）　・図示
スリーブの材種 [８．２．７][表８．２．６]
・改修標準仕様書 8.2.7(7)(ｲ)及び改修標準仕様書 表8.2.6による　・（　　）
加工及び組立 [８．７．８]
・シアコネクターをセパレーターとして使用（使用箇所：　　）

・ｺﾝｸﾘｰﾄの打込み工法等
部位等のコンクリートの打設工法の指定 [８．２１．８][８．２３．５]

補強工事	工法の種類	適用箇所
・現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示による（　）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	・全ての増設壁　・図示による（　）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	・全ての増設壁　・図示による（　）
	・	・図示による（　）
・柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖ﾌｰﾌﾟ巻き工法）	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示による（　）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	・全ての増設壁　・図示による（　）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	・全ての増設壁　・図示による（　）
	・	・図示による（　）
・	・工法指定なし	
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	

鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等 [８．２３．６]
柱頭柱脚の隙間部間の型枠
・発泡プラスチック保温材等を埋込む　・（　　）
柱頭柱脚の隙間寸法　・（　　）　・図示
既存柱外周部あと打ちコンクリート又はモルタルの厚さ　・（　　）　・図示

・補強工事後の仕上げ
・（　　）　・図示 [８．２１．１０][８．２３．７]

8-3 鉄骨工事

・鉄骨製作工場
鉄骨製作工場の加工能力 [８．１．５]
※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として指定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める（　　）グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・監督職員の承諾する工場（標準仕様書 7.1.1 以外の適用範囲に限る）

・施工管理技術者
・適用する　・適用しない [８．１．６]

・鋼材
種類等 [８．２．８][表８．２．７]

種類の記号	適用箇所　（主要な部分）	規　格
		・JIS規格による
		・JIS規格による
		・JIS規格による
		・JIS規格による
		・JIS規格による
		・JIS規格による

有効細長比（圧縮材に限る）　・（　　）　・図示

・高力ボルト
高力ボルトの区分 [８．２．９][８．１４．２]
・トルシア形高力ボルト
セットの種類　・2種(S10T)　・（　　）
・JIS形高力ボルト
セットの種類　・2種(F10T)　・（　　）
高力ボルトの径　・（　　）　・図示 [８．２．９]
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔 による [８．１３．２]
・（　　）
すべり係数試験　※行わない　・行う
試験方法等　・（　　）　・図示 [８．１４．２]

・普通ボルト
ボルト及びナットの材料 （７．２．３）
・標準仕様書 表7.2.3による　・（　　）
座　金　・標準仕様書 7.2.3(4)による　・（　　） （７．２．３）
ボルトの径　・（　　）　・図示 （７．２．３）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [８．１３．２]
・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔 による
・（　　）

・溶融亜鉛めっき高力ボルト
セットの種類 [８．２．９][８．２０．４]
・1種(F8T相当)　・（　　）
溶融亜鉛めっき高力ボルトの径　・（　　）　・図示 [８．２．９]
溶融亜鉛めっき高力ボルトのボルト孔の径 [８．１３．８]
・審査（評定又は大臣認定）を受けた内容による　・（　　）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [８．１３．２]
・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔 による　・（　　）
摩擦面の処理 [８．２０．５]
・ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・りん酸塩処理　・（　　）

・アンカーボルト
適　用 （７．２．４）（７．１０．３）
・構造用アンカーボルト
材　質　・ABR400　・ABR490
適用箇所　・（　　）　・図示
・建方用アンカーボルト
材　質　・SS400　・（　　）
適用箇所　・（　　）　・図示
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [８．１３．２]
・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔 による　・（　　）

アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 （７．２．４）（表７．２．３）
・JSS Ⅱ 13-2004「（社）日本鋼構造協会規格/建築構造用転造ねじアンカーボルト ナット・座金のセット」
適用箇所
・（　　）　・図示
・標準仕様書 表7.2.3による
適用箇所
・（　　）　・図示
形状、寸法 （７．１０．３）
構造用　・（　　）　・図示
建方用　・（　　）　・図示

・溶接材料
溶接材料 [８．２．１０]
・改修標準仕様書 8.2.10(1)(2)による。
・改修標準仕様書 8.2.10(1)(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所
・（　　）　・図示

・ターンバックル
種類 （７．２．６）
建築用ターンバックル胴
・割枠式
建築用ターンバックルボルト
・羽子板ボルト
ねじの呼び （７．２．６）
・（　　）　・図示

・床構造用のデッキプレート
材質、形状及び寸法 （７．２．７）

	適用箇所	材質・形状・寸法	備　考
・構造床			
・合成スラブ			
・床型枠用			
・			

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
・（　　）　・図示
鉄骨部材への溶接方法 （７．７．８）
・（　　）　・図示
耐火認定
・有り　耐火時間（・　　・図示）　・無し

・スタッド
材質、形状及び寸法 [８．２．１１]
※頭付きスタッド JIS B 1198
呼び名等

呼　び　名	呼び長さ（mm）	適　用　箇　所
・		
・		
・		

・柱底均しモルタル
モルタルの種別 [８．２．１２]
※無収縮モルタル　・（　　）
無収縮モルタルの材料及び調合 [８．２．１２]
材料、調合等
・改修標準仕様書 8.2.12による　・（　　）
品質及び試験方法
・改修標準仕様書 表8.2.10による　・（　　）
工法の種別 （７．１０．３）（表７．１０．２）
・標準仕様書 表7.10.2（※Ａ種［モルタル厚さ50］　・Ｂ種［モルタル厚さ30］）による

・工作図
監督職員による現寸検査　・行わない　・行う
既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上作成を行う

・製作精度
鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6［鉄骨精度検査基準］に加えて、次による
通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法
※12建告第1464号第二号イ　による
アンダーカットの寸法
※12建告第1464号第二号イ　による
食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法
・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による　・

・仮組
・実施する　・実施しない [８．１３．１０]

・溶接技能者の技量付加試験
試験の要領　・図示による（　　）

・溶接接合
開先の形状 [８．１５．４]
・図示
・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2による
・（　　）

スカラップの形状 [８．１５．７]
・図示
・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4による
・（　　）

エンドタブの切除する部分 [８．１５．７]
・見え掛り部となる部分
・（　　）　・図示
・見え隠れ部となる部分
・（　　）　・図示
・切除する部分なし

溶接部の余盛り高さ [８．１５．７]
※(社)日本建築学会「JASS6鉄骨工事」付則6「鉄骨精度検査基準」付表3[溶接]による
・（　　）

エンドタブ・裏あて金
※鋼材の鋼種はSN-Bとし、引張強さによる区分は母材と同等とする

・入熱、パス間温度の溶接条件
鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件
・図示　・構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4による
適用箇所
・図示　・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部

特記仕様書（建築改修工事編）（３）	令和７年度版	高知県土木部建築課		
株式会社川島研築アトリエ 一級建築士事務所 高知県知事登録　第　1380　号 一級建築士　川島　卓 大臣登録　第　366244　号	令和　8　年　10月 吉川漁港漁船修理場 犬走撤去復旧工事 令和８年９月改正			03 特記仕様書３

・溶接部の試験　・完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　［８．１５．１２］
・工場溶接の場合
※全数
・工場現場溶接の場合
※全数
平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等
・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2受入検査による
・抜き取り検査①
※抜き取り検査②

JASS 6 付則6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験方法等
JASS 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観検査の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

・錆止め塗装　塗料の種別
下記以外の鉄鋼面は標準仕様書 18.3.2及び特記仕様書 18 塗装工事 錆止め塗料塗りによる。

・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
※改修標準仕様書 7.3.2 表7.3.1 A種　・

・耐火被覆材が接着する面の塗装
適用箇所
・図示による(　　)　・

塗料の種別
・改修標準仕様書　表7.4.1(　)種
・改修標準仕様書　表7.4.2(　)種
・

・耐火被覆　種　別　［８．１８．２～８］

種　別	材料・工法	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
	・	
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板	
	・	
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール	
	・	
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。

性能

性能	適用箇所（部位・部分）
・３０分耐火	
・１時間耐火	
・２時間耐火	
・３時間耐火	

（７．１０．２）
・建方精度　※(社)日本建築学会「JASS6鉄骨工事」付則6［鉄骨精度検査基準］付表［工事現場］による

・ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法　構造用アンカーフレームの形状及び寸法　（７．２．４）(７．１０．３)
・(　　)　・図示
建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法　（表７．１０．１）
種別
・Ａ種　・Ｂ種

・軽量形鋼構造　接合部(ボルト接合の場合)　（７．１１．２）
・普通ボルト接合　・(　　)

・溶融亜鉛めっき（基礎、主要構造部及びその他構造耐力上主要な部分に限る）　種別等　［８．２０．４］［表８．２０．１］

亜鉛めっきの種別	材　料
A種	最小板厚 6.0mm 以上の形鋼、鋼板
B種	最小板厚 3.2mm 以上、6.0mm 未満の形鋼、鋼板
C種	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚 1.6mm 以上、3.2mm 未満の形鋼、鋼板

素地ごしらえは、JIS H 8641 による
適用箇所
・(　　)　・図示

・鉄骨ﾌﾟﾚｰｽ設置後の仕上げ　・(　　)　・図示　［８．２２．９］

8-4 あと施工アンカー工事

・あと施工アンカー　［８．２．４］
材料等
・金属系アンカー　引張耐力　・(　　)kN　・図示
せん断耐力　・(　　)KN　・図示
セット方式　※本体打込み式改良型　・(　　)
接合筋の種類、径、長さ　・(　　)　・図示
アンカー本体の径及び有効埋込み長さ
・図示による(　　)

性能確認試験　・実施する
試験方法及び試験数　・(　　)　・図示

・穿孔前の埋込み配管等の探査
探査範囲　［８．１２．４］
・あと施工アンカー施工部分全て
・(　　)
探査方法　［８．１２．４］
・鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う
鉄筋探査機の探査方式
・電磁波レーダー法（3D表示対応型）
・電磁波レーダー法又は電磁誘導法
・はつり出しによる
・(　　)

・施工確認試験　試験の適用　［８．１２．７］
・実施しない
・実施する
試験方法
・引張試験機による引張試験
・(　　)
確認強度
・(　　)　・図示

8-5 グラウト工事

・グラウト材　グラウト材　［８．２．１２］
・無収縮グラウト材（セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる）
無収縮グラウトの品質及び試験方法

ブリージング	練り混ぜ２時間後のブルーディング率 ： 2.0%以下
無収縮性	材齢　７日　収縮しない
圧縮強度	材齢　３日　20N/mm²以上 材齢　２８日　40N/mm²以上
塩化物量	0.30kg/m³以下
試験方法	１）日本道路公団規格（JHS）312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックス形のみとする。 ２）塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

8-6 連続繊維補強工事

・適用範囲　連続繊維補強工法
・連続シートを柱に巻き付けて補強する工法
・(　　)

・連続繊維シート　連続繊維の材料　［８．２．１３］
・炭素繊維
・アラミド繊維
・(　　)
連続繊維の材質
引張強度（含浸硬化後）
・(　　)N/mm²
ヤング係数（含浸硬化後）
・(　　)N/mm²
工　法
※（一財）日本建築防災協会の評価を受けた工法
・(　　)

ひび割れ部改修　［８．２４．６］［４．１．４］
・行わない　・行う
範　囲
・(　　)　・図示
種　類
・改修標準仕様書 4.1.4(1),(2)による
面取り隅角部大きさ　・(　　)　・図示
連続繊維補強材の引張強度試験　［８．２４．６］
・行わない
・行う
引張強度試験
※JIS A 1191（コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法）による
試験数量
・(　　)　・図示
連続繊維補強材の付着強度試験　［８．２４．６］
・行わない
・行う
付着強度試験
※JIS A 6909（建築用仕上塗材）による
試験数量
・(　　)　・図示

・連続繊維補強後の仕上げ　・(　　)　・図示　［８．２４．７］

8-7 耐震スリット新設工事

・スリットの方式　・完全　・部分　［８．２５．２］
設置箇所
・(　　)　・図示
耐震スリット部詳細
・(　　)　・図示

・スリットの施工　既存撤去部の埋込み配管等の探査
・鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
鉄筋探査機の探査方式
・電磁波レーダー法（3D表示対応型）
・電磁波レーダー法又は電磁誘導法
・はつり出しによる
スリットの幅及び深さ　［８．２５．２］
・(　　)　・図示

・スリット充填材　耐火材　［８．２５．２］
・使用しない
・使用する
使用箇所及び仕様
・(　　)　・図示
遮音材　［８．２５．２］
・使用しない
・使用する
使用箇所及び仕様
・(　　)　・図示

8-8 土工事及び地業工事

・埋戻し及び盛土　材料及び工法　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 G
Ｃ種の場合の受入量、発生場所は現場説明書（施工条件明示）による。　［８．２８．３］
Ｄ種の場合の六価クロム溶出試験は、現場説明書（施工条件明示）による。　［表８．２８．１］

・建設発生土の処理　※構外搬出　［８．２８．３］
処理場所(　　)
所在地　(　　)　距　離　(　　)km
その他　建設発生土の搬出先は上記を予定している。
搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

・構内指定場所に敷き均し　・構内指定場所に堆積

・山留めの撤去　山留め壁等の存置　・行う　・行わない　［８．２８．３］

・騒音振動の防止　低騒音型　低振動型建設機械指定に基づき指定された建設機械を使用する。

・杭地業　支持地盤の位置及び土質(基礎ぐいの先端位置含む)　［８．２．１４］［８．２８．４］(４．３．７)
・(　　)　・図示
杭の材料、工法、寸法、施工方法等
・(　　)　・図示
・試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法
・(　　)　・図示
・杭の継手の箇所数、材料、工法等
・(　　)　・図示
・杭の溶接継手
技能資格者の技量　・(　　)　・図示
溶接部の確認　・(　　)　・図示

杭頭の処理
・処理しない
・処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
・(　　)　・図示
杭頭の中詰め材料
・基礎のコンクリートと同調合のもの　・(　　)
杭の精度
・水平方向の位置ずれ
・杭径の1/4かつ100mm以下　・(　　)
・杭の傾斜
・1/100以内　・(　　)
記録する施工状況等
・(　　)　・図示

・砂利及び砂地業　材　料　［８．２．１５］
砂利　※再生クラッシャラン G　・切込砂利又は切込砕石
砂　・シルト　・山砂、川砂又は砕砂
厚　さ　・60mm　・(　)mm　［８．２８．４］

・捨コンクリート　捨コンクリートの厚さ　［８．１１．１］［８．２８．４］
・50mm　・(　)mm
設計基準強度
・18N/mm²　・(　)N/mm²
スランプ
・15cm　・18cm　・(　)cm

特記仕様書（建築改修工事編）（４）	令和７年度版	高知県土木部建築課		
株式会社川島研築アトリエ 一級建築士事務所 高知県知事登録　第　1380　号 一級建築士　川島　卓 大臣登録　第　366244　号	令和　8　年　10月 吉川漁港漁船修理場 犬走撤去復旧工事 令和８年９月改正			04 特記仕様書４

付近見取り図



計画概要

委託業務名	吉川漁港漁船修理場犬走撤去復旧工事
建築主	香南市
計画地	高知県香南市吉川町吉原　吉川漁港内施設　漁船修理場
地域・地区	都市計画区域外
防火指定	なし
高さ制限	なし
日影規制	なし
接道	北側
敷地面積	ー
建築可能な建ぺい率	ー
建築可能な容積率	ー

本設計書は、吉川漁港建物周囲の既存犬走り及び既存犬走り立上り壁の老朽化に伴う改修工事である。

1．撤去工事
既存犬走り立上り壁及び工事に支障となる既存犬走りコンクリート等の撤去を行う。

2．犬走り立上り壁工事
既存撤去後、必要な土工事、基礎工事及びコンクリート工事を行い、犬走り立上り壁を新設する。

3．犬走り復旧工事
撤去した犬走りコンクリートを復旧する。
建物との取合い部及び新旧コンクリートの接続部については、目地処理等により適切に納める。

4．その他
工事施工上支障となる既存構造物等については、必要に応じて撤去・復旧を行う。

配置図

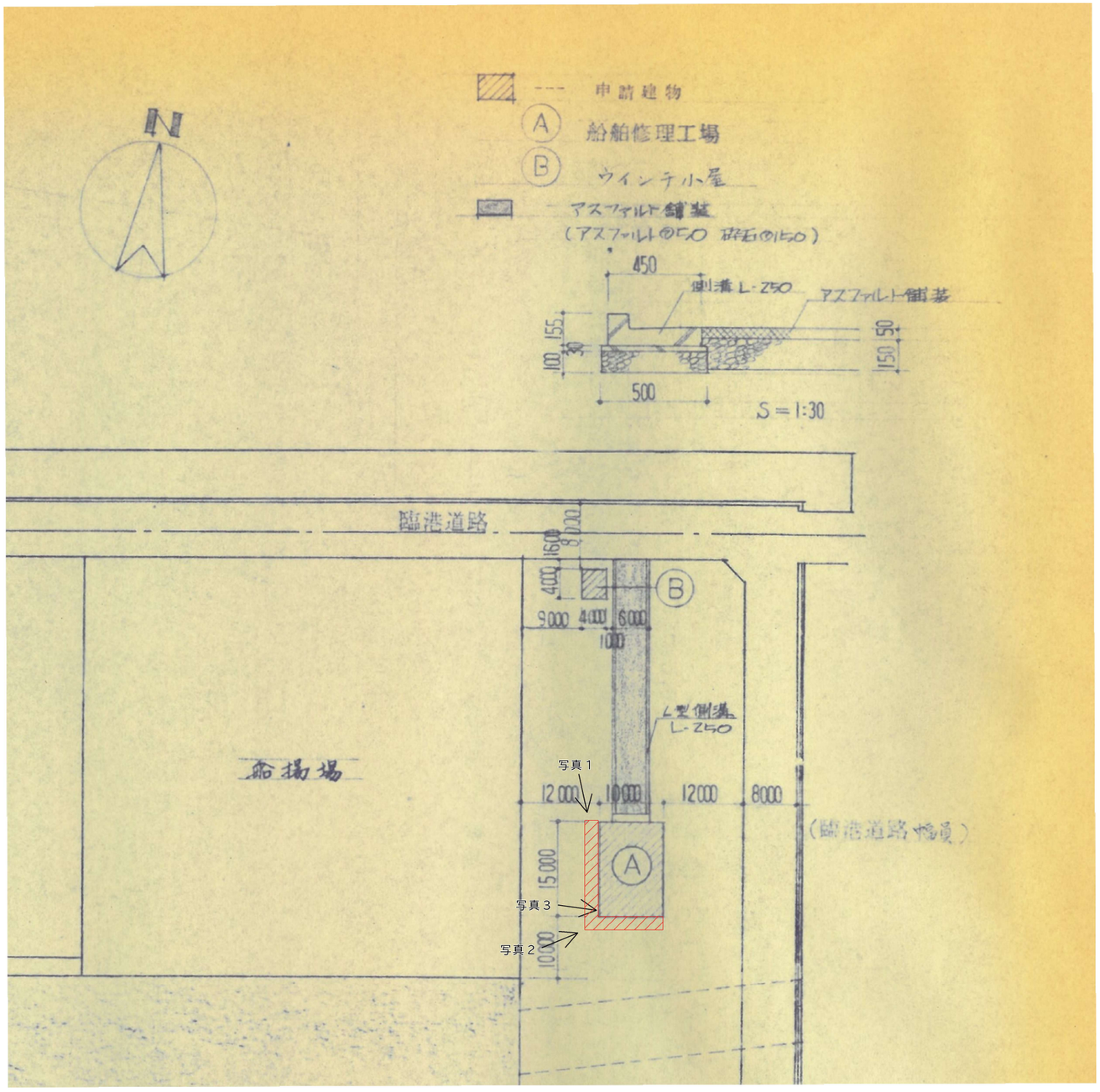



写真１


写真２

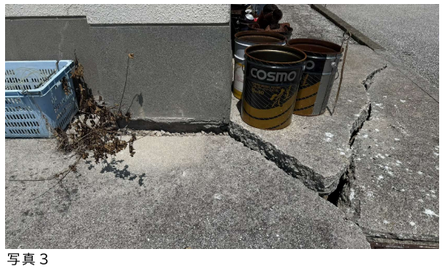
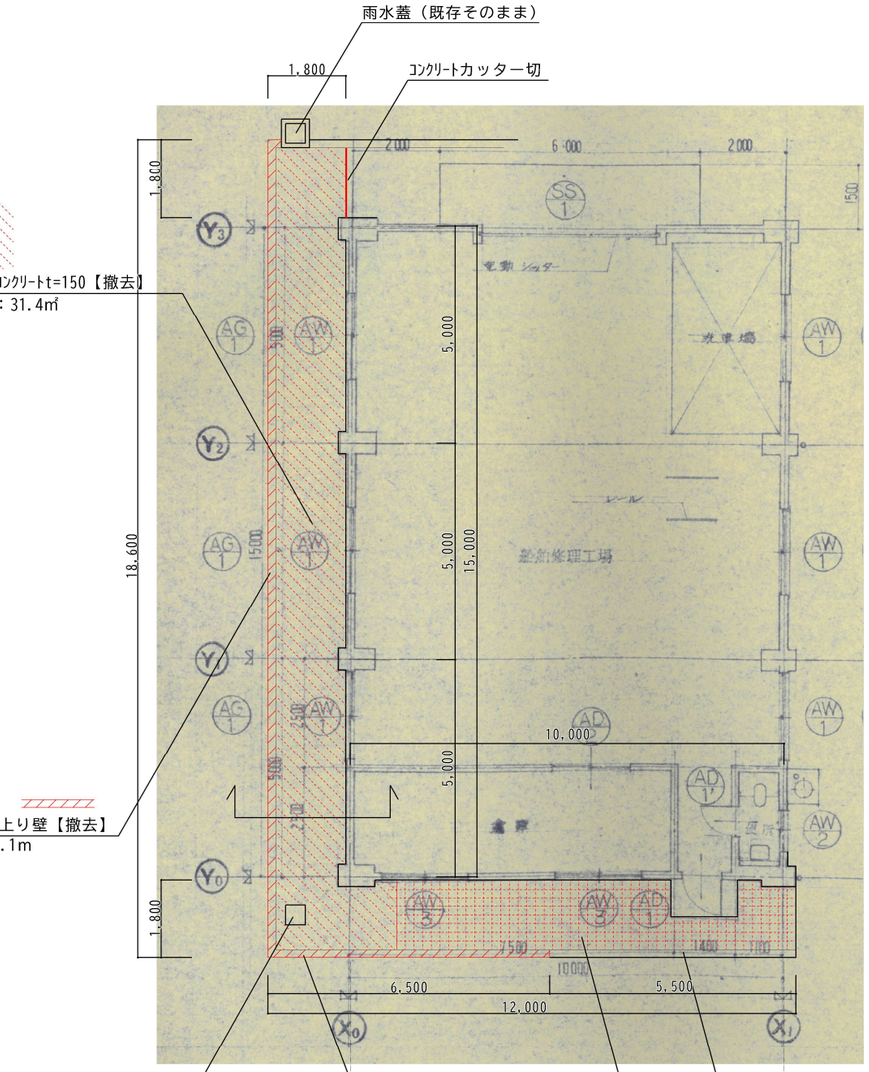


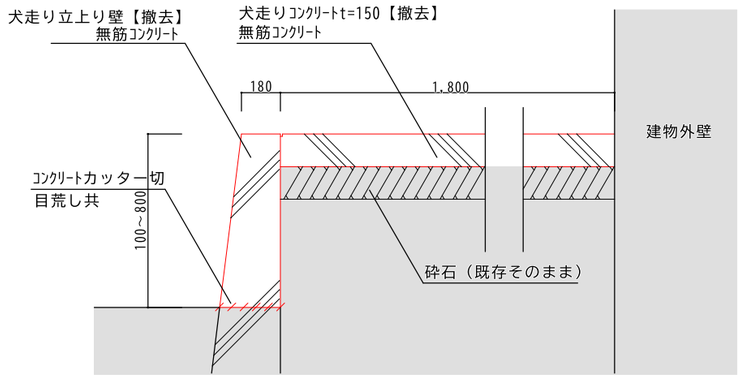
写真３

川島研築アトリエ	株式会社川島研築アトリエ 一級建築士事務所 高知県知事登録第1380号 〒781-5332 高知県香南市香我美町徳王子2355-6	SUBMITTED BY 一級建築士　川島　卓 大臣登録　第366244号	DRAWN BY	DATE	PROJECT 吉川漁港漁船修理場犬走撤去復旧工事	SUBJECT 工事概要・付近見取図・配置図	SCALE	SHEET NO. ０５

既　存

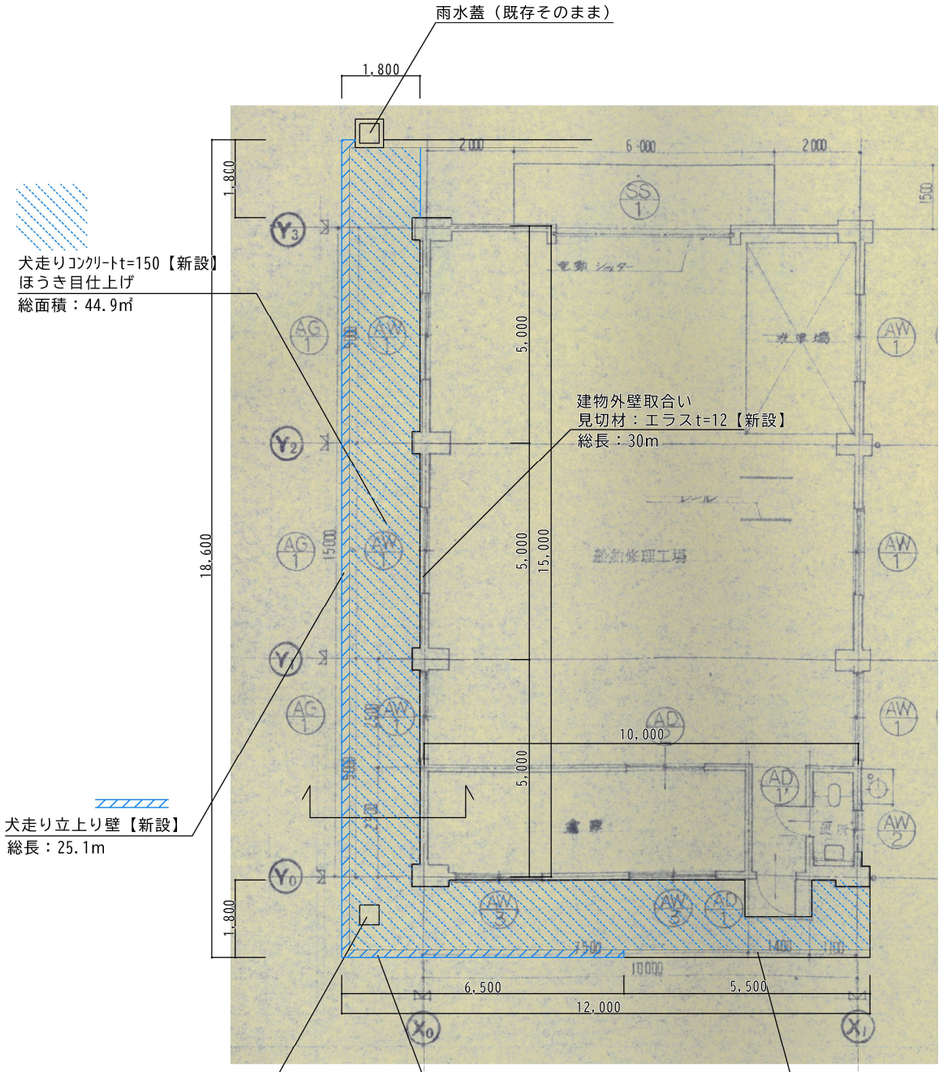


平面図　S=1/100

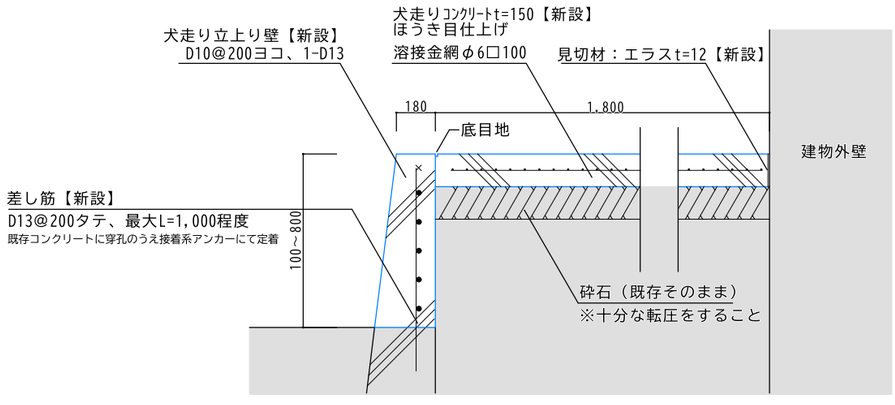


断面詳細　S=1/20

改　修



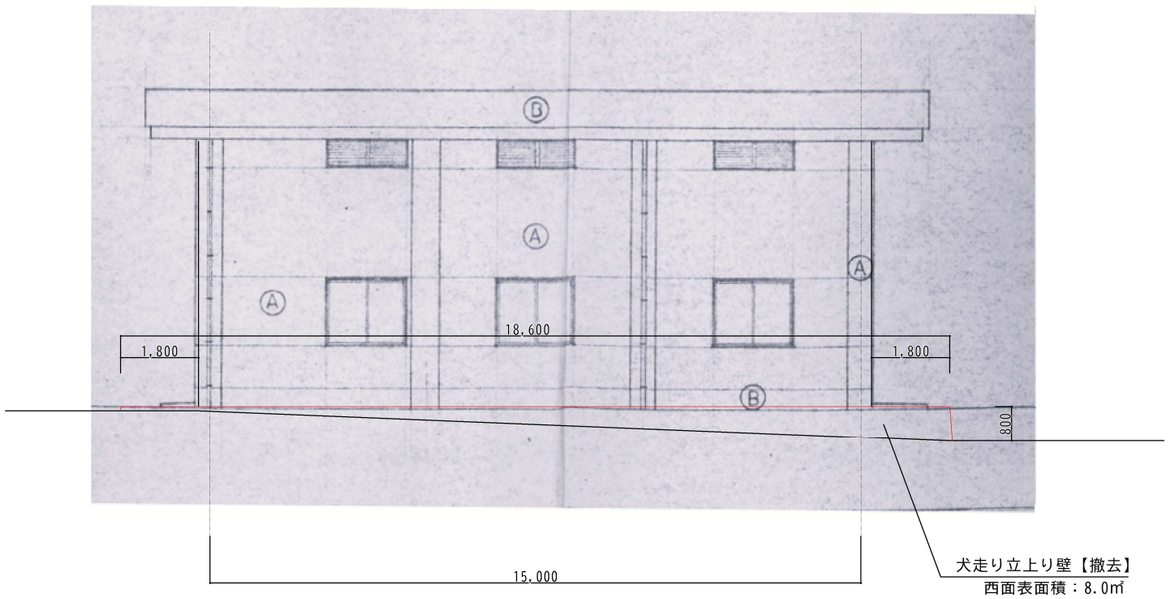
平面図　S=1/100



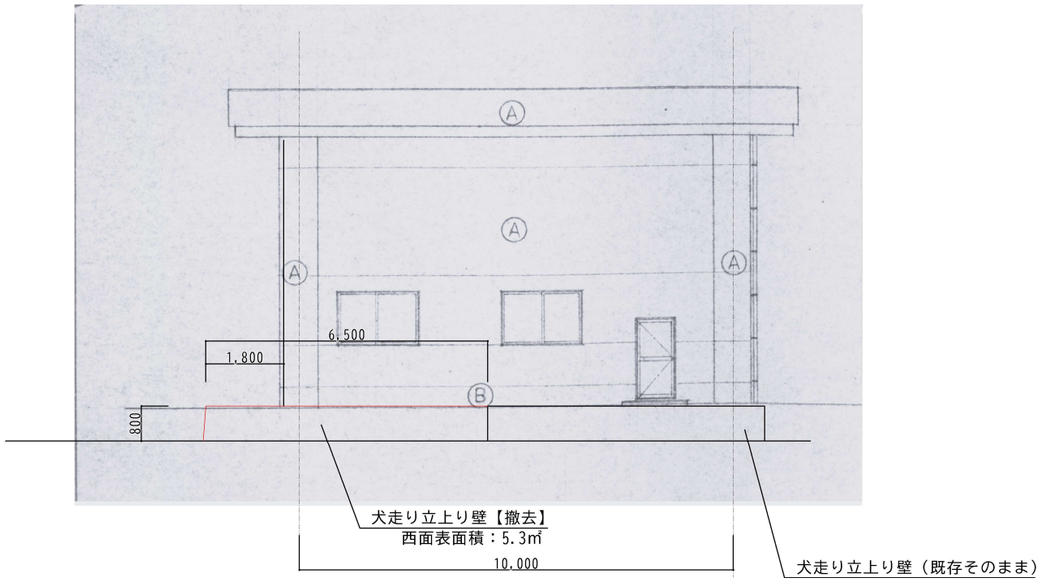
断面詳細　S=1/20

川島研築アトリエ	株式会社川島研築アトリエ 一級建築士事務所 高知県知事登録第1380号 〒781-5332 高知県香南市香我美町徳王子2355-6	SUBMITTED BY 一級建築士　川島　卓 大臣登録　第366244号	DRAWN BY	DATE 26.09.04	PROJECT 吉川漁港漁船修理場犬走撤去復旧工事	SUBJECT 平面図及び詳細図	SCALE S=1/100(A2) S=1/20(A2)	SHEET NO. 06

既　存

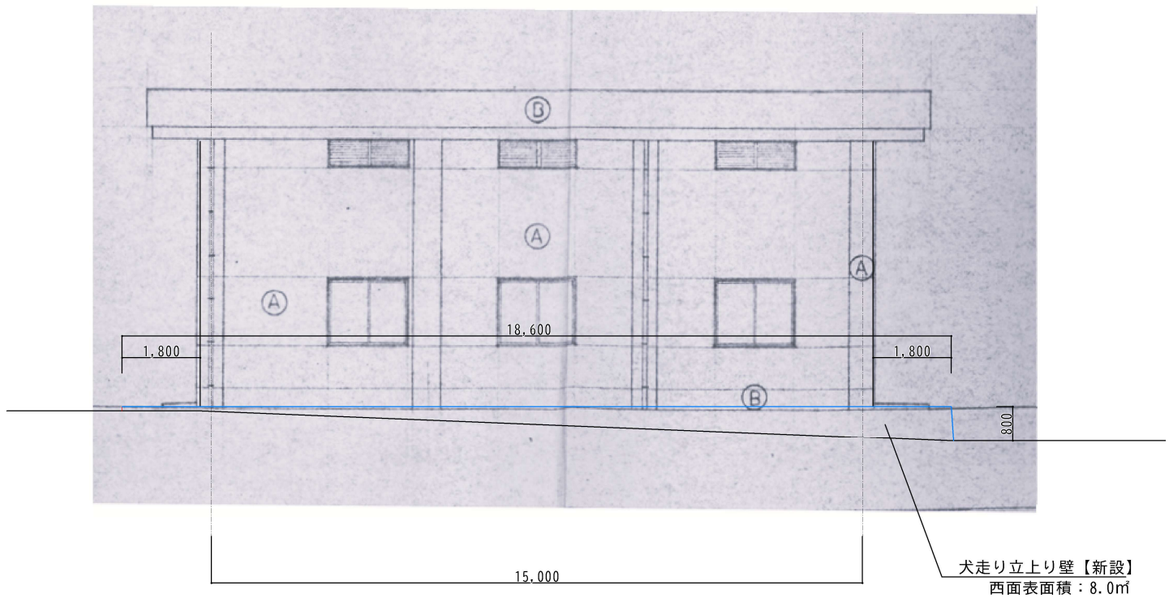


西立面図

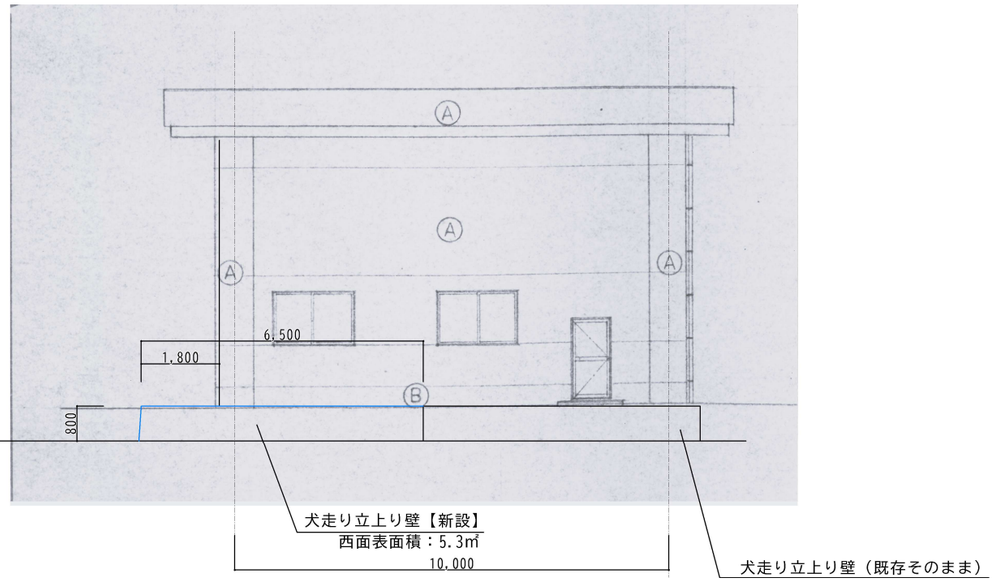


南立面図

改　修



西立面図



南立面図

川島研築アトリエ	株式会社川島研築アトリエ 一級建築士事務所 高知県知事登録第1380号 〒781-5332 高知県香南市香我美町徳王子2355-6	SUBMITTED BY 一級建築士　川島　卓 大臣登録　第366244号	DRAWN BY	DATE 26.09.04	PROJECT 吉川漁港漁船修理場犬走撤去復旧工事	SUBJECT 立面図	SCALE S=1/100(A2)	SHEET NO. 07